

取引価格の決定に関する取組方針

私たちは、以下の取組方針に基づき、協議の上取引価格を決定します。

1. 定期的な協議の実施

お取引先と少なくとも年に1回以上の協議を行い、双方の意見を尊重しながら取引対価を決定します。

2. 適正な利益の確保への配慮

お取引先の適正な利益を含む取引対価を設定し、お取引先における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の転嫁を目指します。

2025年4月1日

茨城スバル自動車株式会社
代表取締役社長 大槻 秀樹